

令和 8 年 第 8 回 定例教育委員会 会議録

招集日時		令和 8 年 8 月 1 8 日 午後 6 時 0 0 分			
開会日時		令和 8 年 8 月 1 8 日 午後 6 時 0 0 分			
閉会日時		令和 8 年 8 月 1 8 日 午後 7 時 3 0 分			
開催場所		ふじみ野市役所 第 2 庁舎 3 階 B 3 0 1 会議室			
教 育 長		山崎 祐一			
委員出席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教 育 部 長 内田 和明	社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 齊藤 隆之	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	3	吉野 栄	出席	学校教育課長 鈴木 達也	
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純	
				主幹兼おおぞら学校給食センター所長 熊谷 正史	
書 記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数		1 人
会 議 概 要					
議 事 等					
報告第 1 6 号		ふじみ野市なの花学校給食センターモニタリングの評価結果の公表について			
第 3 5 号議案		ふじみ野市学校給食代替費補助金交付要綱（可決）			
第 3 6 号議案		ふじみ野市学校給食用物資納入業者登録要綱（可決）			
第 3 7 号議案		ふじみ野市立博物館条例施行規則（可決）			
第 3 8 号議案		ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則を整理する規則（可決）			
第 3 9 号議案		ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則を整理する訓令（可決）			
第 4 0 号議案		ふじみ野市博物館協議会委員を委嘱することについて（可決）			
(午後 6 時 0 0 分)		○開会の宣告			
教育長		ただ今から、令和 8 年第 8 回定例教育委員会会議を開会いたします。			
		○会議録の承認			
教育長		まず始めに、前回定例会及び臨時会の会議録の承認についてです。			
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はござい			

各委員 教育長 各委員 教育長 教育長	ますか。 (なし) 特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。 ○教育長からの報告 次に、これまでの間の出来事について、私から３点ご報告をさせていただきます。 まず１点目は、夏休みの市内各小中学校の現状についてです。 子供たち、教職員含め、現在まで大きな事件・事故等はございません。 ただし、二学期が始まる前というのは子供たちの心が非常に揺れる時期ですので、事前に先生方や学校の方で配慮を行うよう指導していきたいと考えております。 ２点目は、夏休み中は、地域のお祭り等、様々な取り組みがございました。学校と地域、保護者が連携して、色々な取り組みや活動が多く見られ、素晴らしいことだと思っております。 おおい祭りと上福岡七夕祭りでは、学校によっては屋台やブースを出し、それに保護者や先生、子供たちが一緒に活動に取り組むことで、絆を深めたという事例も見せていただきました。 その他、小学校においてサマースクールという、地域の方や文京学院大学の学生や高校生をお招きし、地域総がかりで子供たちの勉強を見るといった活動を行う学校が増えております。先生方を含め、子供たちのために地域の絆を深めたというのは素晴らしい事だと考えております。 また、先生方の学びの姿勢も大変素晴らしく、本市教育委員会が設定した希望研修５講座に、延べ６２人の先生方が自主的に集まって勉強をしました。 特に、特別支援教育、道徳教育、ＩＣＴ教育の３つの講座には多くの先生方が集まり、学ぶ意欲を高めていただいたということは、今、求められてるものに対して先生方が意欲的に取り組んでいる事だと考えてお
---	--

	ります。この動きをさらに加速していきたいと思います。 最後に３点目ですが、市立博物館の開館がいよいよ間近に迫り、最後の大詰めを迎えております。 委員の皆様には改めて開館式典にご案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	それでは議事に入ります。
	○本日の議事
教育長	本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項１件、議案６件です。
	○報告理由の説明
教育長	それでは、教育部長から報告事項１件の報告理由の説明をお願いします。
教育部長	(報告理由の説明)
	○報告第１６号
教育長	それでは、報告第１６号「ふじみ野市なの花学校給食センターモニタリングの評価結果の公表について」を学校給食課長より報告をお願いします。
学校給食課長	PFI 事業で運営している「なの花学校給食センター」は、事業契約第５２条の規定に基づく定期モニタリングの総括として、年間のモニタリング評価を実施しております。 評価項目は４４項目、評価区分は１～５の５段階となっています。事業の仕様書に当たる「要求水準書」の内容を満たしていれば３、それ以上のパフォーマンスがあれば４又は５、標準以下であれば２又は１となっています。これらの評価結果に対し、３以外のものにつきまして、順にご説明します。

	まず、「維持管理業務」の「業務報告書」につきまして、なの花学校給食センターは竣工から10年が経過し、今後の修繕計画を考える上で、これまでの修繕記録や経過の把握が非常に重要となるため、全ての厨房機器や施設の修繕履歴を整理した資料を提供するよう再三にわたり依頼してきましたが、未だ提出を確認出来ていないことから、評価を2としました。 一方で、「運営業務」の「給食調理業務」中、「下処理」におきましては、年間を通して、下処理の段階で混入異物の発見・除去がしっかり出来ており、令和6年度と比較すると、給食における異物混入事案が減少したため、評価を4としました。 次に、「食育等実施支援」につきまして、テラス給食や職場体験の対応など、市や学校の行事に対して積極的に協力いただきましたので、評価を4としました。 最後に、「市との密な連携」になりますが、こちらも防災訓練での炊き出しなど、行政事業への協力をいただきましたので、評価を4としました。 総合評価につきましては、44項目の評価点合計は134点、1項目あたり平均3.05となりましたので総合評価は3と致しました。 全体を通してみると、減点評価に至らないまでも、従業員の注意不足から生じる人為的ミスがまだまだ見られます。引き続き注意深くモニタリングし、指導を促していきたいと考えております。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いします。
茂井委員	総合評価について、人為的なミスによる配缶の数量間違いや配置間違いといった内容が記載されていますが、運営業務の評価としては3でよいのでしょうか。
学校給食課長	評価基準は、要求水準書の内容を満たしているかどうかになります。今回、内容を満たしていないわけではありませんので、評価に反映させるのが難しい部分があります。 ただし、ミスはミスなので、発生した際に適宜、指導し、発生数を減少させていくことができるように、引き続き指導を続けてまいります。

茂井委員	人為的なケアレスミスというのは、人間なので発生してしまうのは、仕方がない事だとは思いますが、改善の余地もあると思います。改善すれば評価が4になる項目もあるのではないかと思いますので、その点を考慮すると、少々残念な結果だと思っております。 下処理の項目が、改善されているということは、他の項目でも改善できる部分があると、希望的な観測を持っておりますので、頑張りたいと思います。
学校給食課長	ご意見、ご指摘、ありがとうございます。要求水準書に対する評価というところで、必ずしも全てが評価に反映できるとは限りません。従業員の士気を高めるという意味でも、プラスの部分をしっかり評価し発信していくことも、士気に繋がるとと思いますので、私の方でも心がけようと思います。
吉野委員	アレルギー対応食調理について、評価が3となっております。これについては特に課題等はないようですが、順調に進んでいるようであれば、評価3ではなく、4でもいいのではないのでしょうか。
学校給食課長	要求水準書通りに対応できていると評価が3になります。更に何かプラスアルファになるような、アプローチやパフォーマンスがあった際に、評価が上がる形になります。
吉野委員	そのレベルで、評価が3になるということですね。わかりました。
西山委員	従事者の健康管理や衛生管理という項目の評価が3となっておりますが、人数が少ない状況になってしまうケースなどもあるとお聞きしましたが、評価を2にして対策を求めるといった事は可能なのでしょうか。 また、どのようなことが評価されると5になるのか、お聞かせいただければと思います。
学校給食課長	まず、人員体制については、PFIで行っている委託業者においても、退職される方がいれば採用される方もいて、人の出入りや動きがあります。現状、この評価につきましては、正確な人数とは異なるかもしれませんが、全体で正社員1に対してパート社員が2という割合で、総員が35、36名程度になります。つまり10人の正社員に対して20人のパート社員というバランスになります。 このバランスの中で、さらに休んだ方の代わりの代替要員を委託業者

	の方で確保しており、体調不良等により誰かが休むというときは代替要員を入れて運営しております。現状、給食の調理に影響はなく、きちんと給食が提供されており、そこに対して大きなプラスやマイナスは、発生していないため評価を3としております。 次に、どのような時に評価が5になるのかというのは、事例もなく、判断が難しいところですが、現状は、要求水準通りの人数を、多少の前後はあるにせよ年間を通して平均するとほぼ横ばいで、きちんと確保していただいております、そういったことが原因による事故は起きていない状況です。
西山委員	それですと実質、評価が4段階ということになってしまうのではないかなと思います。どういった時に評価が5になるのかということを掲げていただき、高い目標を目指していただくのがよいかなと思います。 また、お休みの方がいても、給食がちゃんと提供されているということで、現場の職員の方が頑張られていると思いますので、困ったことがあれば、言っていただいた方がよいのではないかなと思います。
学校給食課長	従事者の衛生面や健康面の管理に対して、委託業者の方からアプローチ等があった際には、こちらの方もしっかりと話しを聞いたうえで、対応していきたいと思います。
星野委員	下処理の部分で、幾度にもわたる混入異物の発見とありますが、そもそも混入異物が生じないような改善策は、あるのでしょうか。
学校給食課長	混入異物というのは、金属片など明らかにおかしい物の混入ではなく、お肉の中に骨が混じっているといったような、納品時点では避けようもない物がございます。しかし、そのまま骨などが児童生徒のもとに行ってしまうと、怪我に繋がったりしますので、そういった異物をセンターで取り除いていただいているということです。 もちろん、納入業者に納品の段階で取り除くことを努力していただいておりますが、それを給食に入れないよう、取り除くことが非常に重要であり、現場でもとても集中してやっております。私も検査検収をしている現場に足を運んだのですが、肉を全部開いて、少しずつ小さな塊に分けながら、積み重ねの検査と異物除去を行うという本当に大変な作業を行っていました。それを限りなくゼロにするために除去してい

星野委員	る努力という点を評価し、評価を４としたところです。 とても素晴らしい取り組みだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。 以上で、報告事項の報告を終了いたします。
	○提案理由の説明
教育長	それでは、教育部長から議案６件の提案理由の説明をお願いします。
教育部長	(提案理由の説明)
	○第３５号議案
教育長	それでは、第３５号議案「ふじみ野市学校給食代替費補助金交付要綱」の説明を学校給食課長よりお願いします。
学校給食課長	本市では、国・県の「市町村給食費負担軽減交付金」を活用し、令和８年度の小学校保護者負担の額をゼロといたしましたが、この交付金の用途は、喫食者に対して食材費支援をするとともに、非喫食者に対する支援も可能としております。 そこで、本市では、宗教上の理由や食物アレルギー等により、恒常的に給食を喫食できず、給食提供の停止を届け出し、家庭から弁当を持参して喫食している児童の保護者に対し、給食代替費として「喫食児童の保護者が受ける負担軽減額」を支援するため、新たに「学校給食費代替費補助金交付要綱」を制定するものです。 補助金の交付対象者は、弁当持参措置の対象となる児童の保護者で、生活保護による教育扶助を受けている要保護児童の保護者を除きます。 また、非喫食者の対象範囲についてですが、文部科学省の「市町村向けＱ＆Ａ」には非喫食者の条件として、「給食停止の届け出が出ていること」「非喫食期間が恒常的（１年間、学期間）であること」「就学実態

	がない場合は対象外」「自己都合による非喫食は対象外」と示していることから、就学実態のないインターナショナルスクールに通う児童や、就学実態や長欠要因が児童によって千差万別で給食停止の有無も個別に対応が異なっている不登校の児童、また、各学期において一度でも給食を喫食している児童につきましては対象としておりません。 児童一人当たりの補助金の月額、喫食する児童の保護者に対して実施される負担軽減月額と同額で、令和8年度は5,400円でございます。年度当初に申請いただき、学期ごとに弁当持参状況を学校に確認し、学期単位で交付します。 なお、本補助金の財源となっている市町村給食費負担軽減交付金の交付対象が令和8年4月から11月分であることから、本要綱の施行日は令和8年4月1日とし、年度当初まで遡及して対応するものでございます。 この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	不登校の児童は対象外ということですが、第2条の第5項に「食物アレルギーその他の疾患」とありますが、その他の疾患という部分に、精神疾患や発達障害等の診断をされていて不登校になってしまった児童については該当しないのでしょうか。
学校給食課長	また、今現在、弁当を持参している児童がどのくらい居るのか教えてくださいたいです。 まず、前提条件として、弁当を持参して学校に登校して喫食している児童を対象としているため、不登校は対象外としているところです。 また、弁当の持参率についてですが、5月に全ての市内小中学校を対象にアンケートを実施した結果、宗教上の理由や食物アレルギー等含め、現時点で13名おります。
吉野委員	精神疾患等で弁当を持参している児童については、対象ということでしょうか。
学校給食課長	対象となります。
吉野委員	例えば、軽度の発達障害や精神的な疾患があつて、所々休むけれども学校に行けるときは弁当を持って行って食べているというお子さんも中

	にはいらっしゃるかと思います。 そういった場合も、その他の疾患等で医師の診断があつて、弁当を持参しなければいけない場合は、該当するということによろしいでしょうか。 弁当持参については必ず学校と保護者で協議して決定するので、医師の診断書の提出は求めておりません。基本的に学期間を通して恒常的に登校しているということも要件ですので、時々来れるときだけ弁当を持ってきているというだけでは対象になりません。
学校給食課長	
吉野委員	公平性の観点から考えると、少し違和感があります。
学校給食課長	説明が不足しました。弁当を持参して登校した日数が、その学期の給食実施日の7割に満たない場合は、補助金の支給対象外ということでございます。 国が示している支給対象基準は、恒常性であるとか、自己都合による方は対象外であること、あらかじめ給食の停止の届け出があること等、いろいろな条件がございます。 恒常性の取扱いについては、ふじみ野市では期間を「学期」と定め、学期毎にチェックをしながら交付するというルール付けとしました。 不登校の児童の捉え方は色々な観点があるので、同じような事由でもその程度は一人ひとり異なりますし、一定の線引きというのはなかなか難しいところでございます。 そういったところで、一つの基準として設けたのが、「学校に弁当を持って登校し、喫食している」というところです。
教育部長	補足させていただきますと、食物アレルギーその他の疾患というのは、学校を休むといった疾患ということではなく、給食を食べることができないという疾患で、給食を食べられないのでやむを得ず弁当を持ってきているという状態を指しています。 その疾患を以て、長期にわたって欠席等になってることを指してるわけではありません。
吉野委員	不登校の子でも、例えば、休みが1か月のうちの長期にわたらなくて、月に3日、4日程度休むような児童もいると思います。 そういったお子さんの中で、発達障害や精神疾患などが診断されて、

学校給食課長	色々な理由で学校の給食が食べられず、弁当を持ってくると思います。 その場合、大体8割方は学校に登校していることになると思います。 そういったケースもあり得るという事を、細かいところまで詰めておかないと、そういった要望が出てくる可能性もあるのではないかと思います。 ふじみ野市のルールですと、食物アレルギーではなくても、疾患により学期単位で弁当を持ってくる、学校で食べているということですので、補助金交付の対象になります。
吉野委員	弁当を持参してくる児童に対しては、食物アレルギーではなく、その他の疾患も含めて、対象になるということによろしいですか。
学校給食課長 教育長	そのとおりです。 不登校やアレルギーについては、様々な個々の状況があって、それについて対象であるかどうかといった事も含めて、よく状況を把握していないと、なかなか難しいことですし、今のようなケースもあるという前提を踏まえながら、ある程度、文科省のガイドラインに沿ってやっていくという事が一番だと思います。
茂井委員	学期ごとに交付するかを決めるということは、例えば今月は少しなら給食を食べられそうだなと1回給食を食べてしまった場合には、その月だけではなく、該当する学期間は補助金を受けることはできないということによろしいでしょうか。
学校給食課長	そのとおりです。学期単位で考えるということになっています。 市町村によっては、年度単位で申請を受け付けているところもありますが、年度ですと、1回だけでも給食を食べると、その年度の交付が終了してしまうという事もあり、ふじみ野市は、恒常性というところから、学期ごととしております。 そのため、1日でも給食を食べた学期については、交付できないということになります。
教育長 各委員 教育長	他にご質問いかがでしょうか。 (なし) ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第35号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第 3 5 号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第 3 6 号議案
教育長	それでは、第 3 6 号議案「ふじみ野市学校給食用物資納入業者登録要綱」の説明を学校給食課長よりお願いします。
学校給食課長	学校給食用物資を納入する業者につきましては、契約・法務課が所管する「ふじみ野市学校給食用物資納入業者登録要綱」に基づき、学校給食に使用する食材等の物資を安全に供給できることを審査した上で業者登録をしております。 納入業者登録の有効期間は 2 年間であり、令和 8 年度末で現在の登録期間を満了するため、令和 9 年度からの登録手続きに向けて様式等の見直しをしておりましたところ、現所管課である契約・法務課より、具体的な業務が学校給食課にあり、業者登録の審査条件等が契約・法務課において判断できないことから、本要綱の所管を学校給食課に移したいとの申し出がございました。本課におきましても、業務と例規の関係上、本要綱の所管は本課であることが妥当と考えております。 しかしながら、市長部局と教育委員会では、実施機関が異なるため、本案件は単なる所管課の変更ではなく、学校給食課所管の例規として令和 8 年 9 月 1 日付けで新たに制定するものでございます。同時に、契約・法務課所管の旧要綱は同日付で廃止し、その事務処理は契約・法務課で行います。従いまして、手続き上は教育委員会における新規制定の要綱ではございますが、実質的には契約・法務課から移管された例規であり、これまでの事務内容が変わるものではございません。 なお、既存の登録業者の取扱いにつきましては、附則第 2 条に「(経過措置)」を設け、教育委員会で制定する本要綱に基づき登録を受けたものと見なすこととし、併せて、その有効期間は、旧要綱における有効期間の満了日、令和 8 年度末までと規定しております。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	経過措置の第 2 条に、既存登録業者とありますが、現在、どの程度の

	業者が登録されているか教えてください。
学校給食課長	申し訳ございませんが、ただ今、資料を持ちあわせておらず、正確な数につきましてはお答えできませんが、野菜、肉、乾物、冷凍のカテゴリーに分けて審査を行い、登録しております。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
	第 3 6 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第 3 6 号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第 3 7 号議案
教育長	それでは、第 3 7 号議案「ふじみ野市立博物館条例施行規則」の説明を上福岡歴史民俗資料館長よりお願いします。
上福岡歴史民俗資料館長	この改正案は、令和 8 年 9 月 1 日のふじみ野市立博物館開館に合わせて、ふじみ野市立資料館条例施行規則を全部改正するものです。 主な改正点は、題名を「ふじみ野市立資料館条例施行規則」から「ふじみ野市立博物館条例施行規則」に改めること、また、第 2 条から第 9 条までにおいて、博物館の 2 階にある研修室等を有料で貸し出す際の手続きや、研修室で使用する備品を貸し出す際の手続き及び料金等を新たに規定したことです。 第 1 0 条には、改正前の第 5 条に規定していた館の業務内容を規定し、第 1 1 条に改正前の第 2 条で規定していた休館日等を規定し、第 1 2 条に改正前の第 3 条で規定していた開館時間等を規定しました。 また、第 1 0 条から第 1 2 条には、現在、社会教育課に所属している文化財保護係が博物館に移動するため、当該係に係る内容を追加しています。 また、別表には、研修室で使用するプロジェクター、マイクロホンの使用料金を規定しました。 なお、研修室、会議室及びギャラリーの使用料については、令和 8 年 3 月議会において可決された、ふじみ野市立博物館条例で規定しており

教育長	ます。
	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。
吉野委員	博物館の中の研修室等を利用する場合について、市外在住の方も利用できるということでよろしいでしょうか。
上福岡歴史民俗資料館長	市外在住の方でも利用可能です。
吉野委員	その場合、市外の方の利用料金というのは、市内在住の方と比べて、マイク等の使用料が２倍になっておりますが、部屋を借りる時の料金についても２倍になるのでしょうか。
上福岡歴史民俗資料館長	同様に２倍になります。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
	第３７号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第３７号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第３８号議案
教育長	それでは、第３８号議案「ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則を整理する規則」の説明を上福岡歴史民俗資料館長よりお願いします。
上福岡歴史民俗資料館長	この改正は、ふじみ野市教育委員会事務局組織規則等、５つの規則を改正するものです。
	１点目、ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてご説明します。
	博物館の開館に合わせて文化財保護係を博物館の所属とするため、第２条の表に規定する社会教育課の係名から文化財保護係を削り、第５条で教育機関等の係を置く旨の改正をします。
	また、別表第１で規定する社会教育課の分掌事務からも、文化財保護係の分掌事務を削り、社会教育課の窓口においても文化財包蔵地の照会等に対応するため、「文化財に関連する照会に対する補助的業務に関す

教育長	ること。」を加え、別表第２に教育機関等の係名欄を設けて博物館の係を加えました。 ２点目、ふじみ野市資料館運営協議会規則の一部改正についてご説明します。 第１条は、設置の根拠になる条例の改正に伴う改正です。 第２条は、館名の変更に伴う改正です。 第３条は、協議会の組織に係る規定を条例第１０条に規定したため、削除して、第４条以降を１条ずつ繰り上げました。 また、第４条第１項で規定する協議会の招集については、川越市等の例に倣って館長ではなく、会長が行うよう変更しました。 ３点目、ふじみ野市立資料館の資料に関する規則の一部改正についてご説明します。 題名を「ふじみ野市立資料館の資料に関する規則」を「ふじみ野市立博物館の資料に関する規則」に改めます。 第１条は、資料の定義をする例規の名称変更による改正です。 第３条は、館の名称を資料館から博物館に変更するため、表記の順序を変更するものです。 第７条は、上福岡歴史民俗資料館と大井郷土資料館を統合して、ふじみ野市立博物館になることに伴い改正するものです。 ４点目、ふじみ野市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正についてです。 ふじみ野市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正内容は、第３条中の「資料館」を「博物館」に改めるものです。 ５点目、ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正についてです。 この改正は、博物館の研修室及び会議室の貸し出しにあたり、博物館を公共施設予約システムの対象施設とするため、第２条を改正するものです。 この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
------------	---

吉野委員	ふじみ野市資料館運営協議会規則の現行の第３条には運営協議会の委員は次に掲げる者ということで規定されていましたが、改正案では無くなっているようですが、これはどのようなのでしょうか。
上福岡歴史民俗資料館長	こちらは条例で規定させていただいており、条例については、令和８年の３月の議会で可決されたものとなります。委員の区分としては、まず１点目として、学校教育および社会教育の関係者。２点目として、家庭教育の向上に資する活動を行う者。３点目として、学識経験を有する者。４点目として、公募による市民、合計して１０人以内ということになります。
吉野委員	全ての区分で合計して、１０人以下で組織するというのでしょうか。
上福岡歴史民俗資料館長	その通りです。
西山委員	今回、資料館から博物館へ名称を変更するということですが、資料館と博物館ということで果たす社会的役割のようなものに何か違いがあるのでしょうか。
上福岡歴史民俗資料館長	今回、博物館に名称変更したことに伴って、博物館法上の登録を受ける博物館となることを予定しております。なお、資料館については、法律的に定義がないものとなっております。
西山委員	博物館法に伴う規則などの変更については、今回の改正案の中に含まれているのでしょうか。
上福岡歴史民俗資料館長	今回、そういった改正はありませんが、事業計画の作成などが、博物館として登録されるための条件となってきます。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第３８号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第３８号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○第３９号議案 それでは、第３９号議案「ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則を整理する訓令」の説明を上福岡歴史民俗

上福岡歴史民俗資料館長	資料館長よりお願いします。 ふじみ野市教育委員会決裁規程の改正内容は、文化財保護係が博物館に移転することに伴い、別表第２に規定する社会教育課の「決裁・専決事項」から「文化財保護の施策及び事業に関すること。」「文化財の保存及び活用に関すること。」「埋蔵文化財の保護に関すること。」を削り、新旧対照表の３枚目にある別表第３の２「教育機関の長の専決事項」の上福岡歴史民俗資料館長と大井郷土資料館長の専決事項をまとめて博物館館長の専決事項としたうえで、別表第２の社会教育課の専決事項から除いた「文化財保護の施策及び事業に関すること。」「文化財の保存及び活用に関すること。」「埋蔵文化財の保護に関すること。」を加えました。 ２点目、ふじみ野市教育委員会文書規程の改正内容は、上福岡歴史民俗資料館及び大井郷土資料館の「記号」を削り、博物館の「記号」を規定するものです。 ３点目、ふじみ野市教育委員会公印規定の改正内容は、上福岡歴史民俗資料館長印、上福岡歴史民俗資料館蔵書印、大井郷土資料館長印を廃止し、博物館長印、博物館蔵書印を新たに規定するものです。 ４点目、ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の改正内容は、作業服の貸与対象の職員のうち「歴史民俗資料館業務に従事する職員」とあるものを「博物館業務に従事する職員」に改めるものです。 ５点目、ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の改正内容は、勤務時間の特例を適用する施設名を「上福岡歴史民俗資料館、大井郷土資料館、福岡河岸記念館」から「博物館、福岡河岸記念館」に改めるものです。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第３９号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第３９号議案は、原案のとおり決定いたします。

教育長 上福岡歴史民俗資料館長	○第４０号議案 それでは、第４０号議案「ふじみ野市博物館協議会委員を委嘱することについて」の説明を上福岡歴史民俗資料館長よりお願いします。 ふじみ野市博物館協議会委員候補者名簿をご覧ください。 博物館条例第１５条に基づき、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、また、博物館の事業等についてご協議いただくことを目的として博物館協議会を設置します。定員は１０人以内となっており、任期は２年となっております。 今回の委員の構成は、学校教育及び社会教育の関係者３名、家庭教育の向上に資する活動を行う者２名、学識経験を有する者４名、公募による市民１名の合計１０名です。 なお、条例で公募による市民と規定されている４号委員については、令和８年６月に市報に募集記事を掲載した結果、３名の方から応募があり、面接結果及び作文等を審査した結果、決定したものです。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
茂井委員	協議会の委員はどのように決めているのでしょうか。 また、公募の方を選定された要因等について、教えていただきたいです。
上福岡歴史民俗資料館長	協議会委員については、博物館条例で人数と委員の区分について規定させていただいております。なお、条例については、今年１月の教育委員会会議にてご審議いただいたところです。 また、公募の市民の選定理由といたしましては、昭和３５年から市内に居住されており、川越市文化財保護協会の副会長、河越城の会の会員、高崎市の歴史と文化を学ぶ会の役員等をされていたことなどに加え、面接の際、文化財や博物館の中で行う事業等に関して、具体的な提案があった事等を評価して決定いたしました。
教育長 各委員 教育長	他にご質問いかがでしょうか。 （なし） ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第４０号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第40号議案は、原案のとおり決定いたします。 以上で、議案の審議を終了いたします。
	○各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら お願いします。
各課長	(報告)
教育長	ありがとうございました。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、令和8年9月29日(火) 午後6時から、会場は第2庁舎3階 B301 会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いた すが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし ます。
各委員	(了承)
	○閉会の宣告
教育長	以上で、令和8年第8回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
(午後7時30分)	